

第3章 防府市障害児福祉計画

(第2期計画)

第3章 防府市障害児福祉計画（第2期計画）

第1節 計画の基本理念

1 基本理念

障害児福祉においても、現行の「長期計画」に掲げる「障害理解を深め共に生きる社会の実現」、「地域生活の支援」、「社会参加の促進」の基本的な考え方に沿って、障害の種別、程度を問わず、障害のある子どもを健やかに育成することができるよう、障害児通所支援等の提供体制の整備を進めていく必要があります。

また、障害児通所支援等の実施に当たっては、総合支援法の基本理念に則り、障害のある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援していくことが求められています。

特に、障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援という課題に対応したサービス提供基盤を整えとともに、障害のある子どもの生活を地域全体で支える共生社会を実現するための基盤整備を進めることが重要です。

これらの課題に対応するため、次の基本理念により、計画の総合的な推進を図ります。

《基本理念》

障害のある人をはじめ市民すべてが住み慣れた地域で、共生し安心して、生きがいをもって暮らせる地域づくり

なお、この基本理念は、「長期計画」の基本理念と同じものになりますが、これは、「長期計画」が本市の障害者関連施策の基本的な方向を総合的・体系的に明らかにしたものであるのに対し、この「障害児計画」が3年と期間を限ることで、「長期計画」の理念を、障害児通所支援等の提供体制及び必要な量の確保という面から検証していくことを目的に策定しているためです。

2 計画推進の基本的方向

（1）障害児通所支援等の充実

障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備するとともに、障害のある子どもの適性等に応じたサービスの利用を促進します。

（2）早期療育による健やかな育成

乳幼児期における障害の早期の気づき・早期療育に取り組み、障害のある子どもの能力を最大限に伸ばしていくための支援を行うことで、障害のある子どもの健やかな育成を図ります。

（3）障害児支援体制の充実

障害のある子どものライフステージに応じて、地域の保健・医療・障害福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、子どもの年齢による切れ目の無い一貫した支援を目指します。

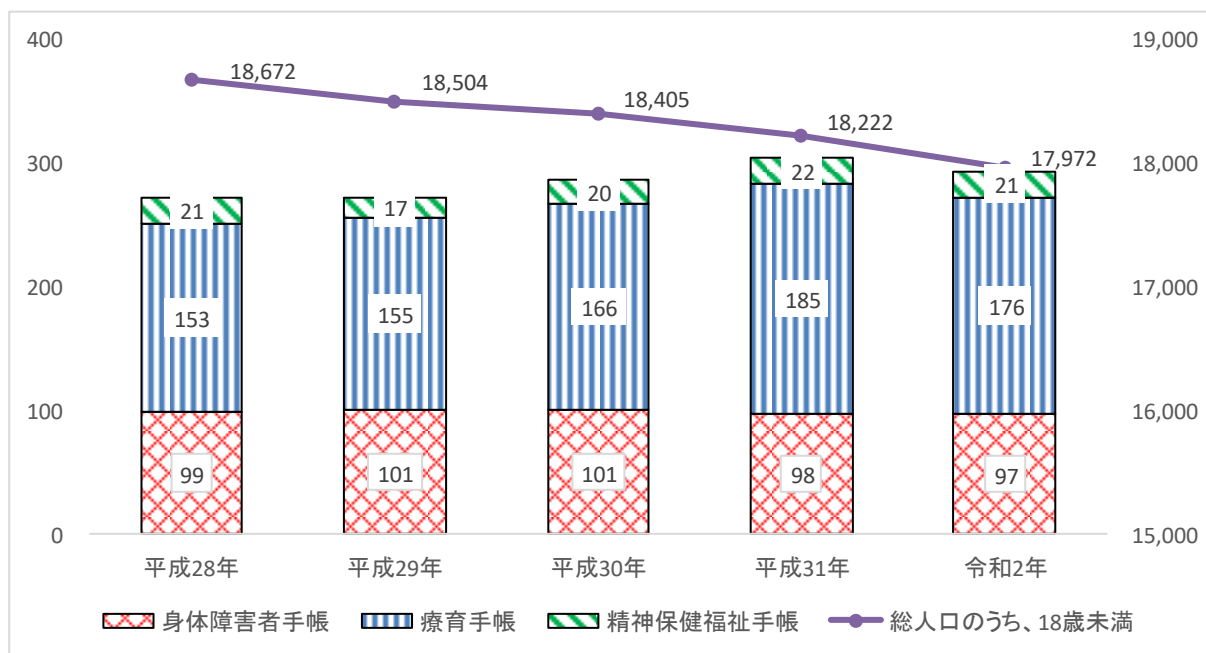
第2節 障害のある子どもを取り巻く現状

1 障害のある子どもの現状

（1）障害者手帳所持児童数の推移

本市の18歳未満の人口が減少傾向にある中、18歳未満の障害者手帳の所持者については、横ばい傾向にあります。令和2年(2020年)では、身体障害者手帳97人、療育手帳（知的障害）176人、精神障害者保健福祉手帳21人、重複を除く合計は276人となり、18歳未満の人口に占める割合は約1.5%になります。

■ 障害者手帳所持者数と総人口（各年4月1日現在 単位：人）



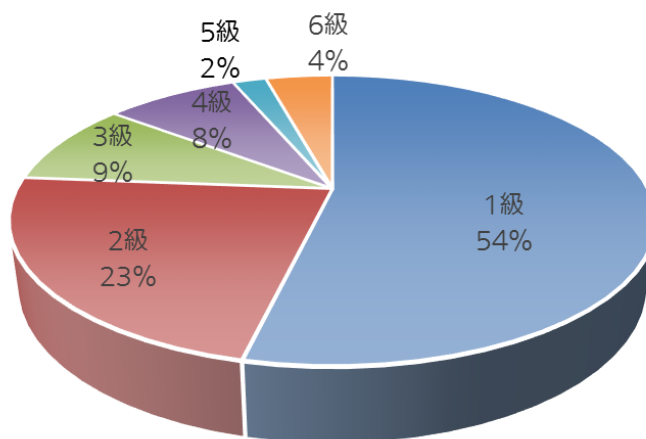
区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障害者手帳	99	101	101	98	97
療育手帳	153	155	166	185	176
精神保健福祉手帳	21	17	20	22	21
合 計	273	273	287	305	294
合 計（重複を除く）	256	256	265	282	276
総人口のうち、18歳未満	18,672	18,504	18,405	18,222	17,972

(2) 身体障害者手帳所持児童の状況

① 障害程度別の状況

身体障害者手帳所持児童の障害程度別の割合を令和2年(2020年)でみると、「1級」が54%と最も高く、「2級」と合わせた重度障害の人が全体の77%を占めています。

■ 身体障害者手帳所持児童の障害程度の状況（令和2年4月1日現在）

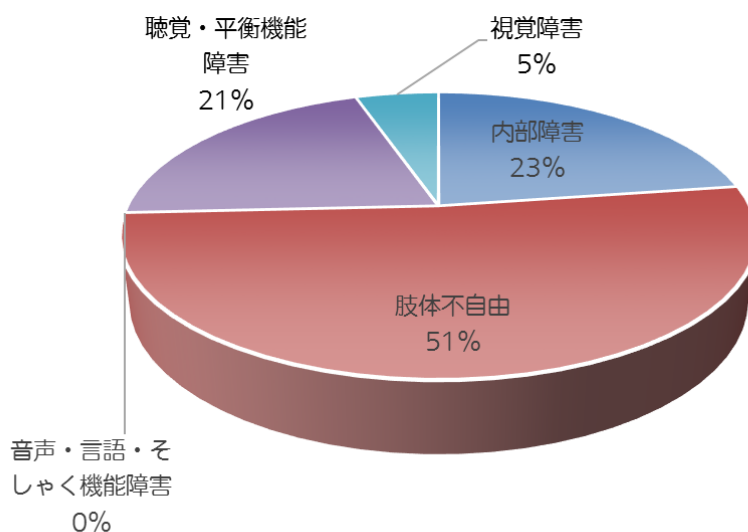


区 分	令和2年
1級	52
2級	22
3級	9
4級	8
5級	2
6級	4
計	97

② 障害種類別の状況

身体障害者手帳所持児童の障害種類別の割合を令和2年(2020年)でみると、「肢体不自由」が51%と最も高く、次いで「内部障害」の23%となっています。

■ 身体障害者手帳所持児童の障害種類別の構成（令和2年4月1日現在）



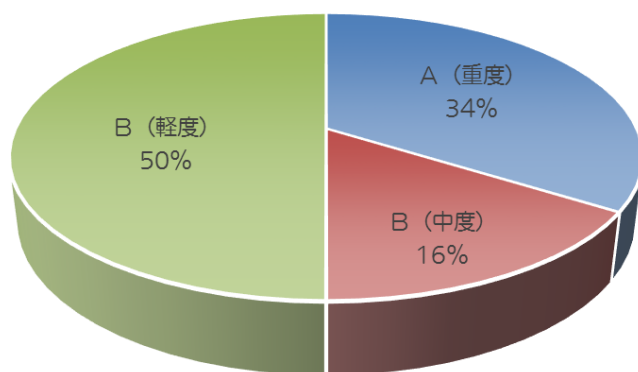
区 分	令和2年
内部障害	22
肢体不自由	50
音声・言語・そしゃく機能障害	0
聴覚・平衡機能障害	20
視覚障害	5
計	97

（3）療育手帳所持児童（知的障害児童）の状況

① 障害程度別の状況

療育手帳所持児童の障害程度別の割合を令和2年(2020年)でみると、「B（軽度）」が50%と最も高く、身体障害者手帳との重複が多いのは「A（重度）」となっています。

■ 療育手帳所持児童の障害程度の状況（令和2年4月1日現在）



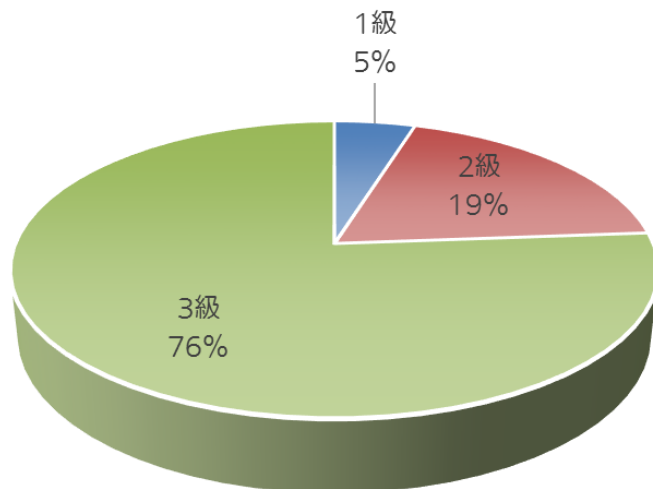
区 分	令和2年	身体障害との重複
A（重度）	60	12
B（中度）	28	0
B（軽度）	88	2
計	176	14

（4）精神障害者保健福祉手帳所持児童の状況

① 障害程度別の状況

精神保健福祉手帳所持児童の障害程度別の割合を令和2年(2020年)でみると、「3級」が76%となっており大部分を占めています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持児童の障害程度の状況（令和2年4月1日現在）



区 分	令和2年
1級	1
2級	4
3級	16
計	21

（5）発達障害児の状況

発達障害児数については、専用の手帳がないため、その正確な人数の把握は困難であり、相談件数により状況を把握しています。本市の委託相談支援事業所の令和元年度(2019年度)の相談件数は310件となっています。

（6）高次脳機能障害児の状況

高次脳機能障害児については、専用の手帳がないため、その正確な人数の把握は困難であり、相談件数により状況を把握しています。本市の委託相談支援事業所の令和元年度(2019年度)の相談はありませんでした。

（7）難病患者の状況

難病患者数を把握することは難しく、医療費助成の対象となる「指定難病」による特定疾患医療受給者証所持者数により状況を把握しています。令和2年(2020年)の18歳未満の難病患者数は3人となっています。

（8）小児慢性特定疾病患者の状況

「小児慢性特定疾病」にかかっている児童については、「指定難病」と同様に医療費助成の対象となります。令和2年(2020年)の18歳未満の小児慢性特定疾病患者数は100人となっています。

2 施設の状況

令和2年(2020年)10月1日現在の防府市内の施設等の状況です。

障害児通所支援

令和2年10月1日現在

サービス種類	事業所名称	住所	定員
児童発達支援	こども通所支援事業所はなのうら	大字浜方205番地の1	10
	子ども発達支援てだのふあ	大字田島527番地の2	10
	子どもと家庭の療育ステーションりぶらす	西仁井令一丁目2番46号	10
	運動療育スクールjump	鑄物師町9番3号	10
	こども療育スポット キャンパス	緑町一丁目7番23号	10
	防府市なかよし園	大字牟礼10084番地の1	20
	みらくる 楽さん家	大字浜方699番地の60	10
	計		80
放課後等デイサービス	こどもデイサービスたいよう	大字新田1784番地の2	10
	児童デイサービス つぐみ防府	千日二丁目5番12号	10
	こども通所支援事業所はなのうら	大字浜方205番地の1	10
	防府市なかよし園	大字牟礼10084番地の1	10
	児童デイサービス つぐみ右田	大字高井647番地の2	10
	子ども発達支援てだのふあ	大字田島527番地の2	10
	こどもデイサービスひまわり	大字新田119番地の5	10
	児童デイサービス アンジュ	大字牟礼351番地	10
	放課後等デイサービスあゆみの里	大字浜方169番地の1	10
	子どもと家庭の療育ステーションりぶらす	西仁井令一丁目2番46号	10
	運動療育スクールjump	鑄物師町9番3号	10
	子どもと家庭の療育ステーション放課後りぶらす	東仁井令町24番1号	10
	こども療育スポット キャンパス	緑町一丁目7番23号	10
	みらくる 楽さん家	大字浜方699番地の60	10
	ミライエ 楽さん家	東松崎町4番16号	10
	フィールド	大字田島1224番地	10
	こども発達支援事業所 ミラサーチ楽さん家	迫戸町2番46号	10
	計		170
保育所等訪問支援	防府市なかよし園	大字牟礼10084番地の1	

障害児相談支援事業所

令和2年10月1日現在

サービス種類	事業所名称	住所	定員
障害児相談支援	クローバーセンター	緑町一丁目11番6号	
	相談支援事業所 華の浦	大字浜方205番地	
	防府市社会福祉事業団 ホームヘルパーセンター	天神一丁目6番20号	
	防府市障害者生活支援センター	鞠生町12番2号	
	障害者相談支援 ほのぼの相談室	東松崎町4番29号	
	ケアプランセンターえびすや	戎町一丁目7番8号	

第3節 成果目標の設定

国の基本指針を受け、県の調整のもと、令和5年度(2023年度)までの目標数値等を設定しました。目標の達成が図られるよう、県ほか関係機関等との密接な連携のもと障害児通所支援等の充実を図ります。

国の基本指針により、計画推進に当たり成果目標を設定し、少なくとも1年に1回は成果目標等に関する実態を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは計画の変更等の措置を講じることとします。

また、中間評価の際には、協議会等の意見を聴いた上で、その結果について公表することとします。

1 障害児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、令和5年度(2023年度)末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とされました。

本市では、平成29年(2017年)4月に「防府市なかよし園」が児童発達支援センターに移行しています。

②保育所等訪問支援の実施

国の基本指針では、令和5年度(2023年度)末までに各市町村に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とされました。

本市では、平成29年(2017年)4月に児童発達支援センターに移行した「防府市なかよし園」による保育所等訪問支援を実施しています。

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域内に確保

国の基本指針では、令和5年度(2023年度)末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または、圏域に確保することを基本とされました。

本市では、令和5年(2023年)10月現在、主に重症心身障害児を通わせる指定事業所はありませんが、山口・防府圏域においては確保されています。

④医療的ケア児支援のための協議の場の設置

国の基本指針では、令和5年度(2023年度)末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による医療的ケア児支援のための協議の場を設けることを基本とされました。

本市では、令和元年度(2019年度)に防府市地域総合支援協議会を協議の場として活用することとしました。

⑤医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

国の基本指針では、令和5年度(2023年度)末までに医療的ケア児支援のため、各市町において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とされました。

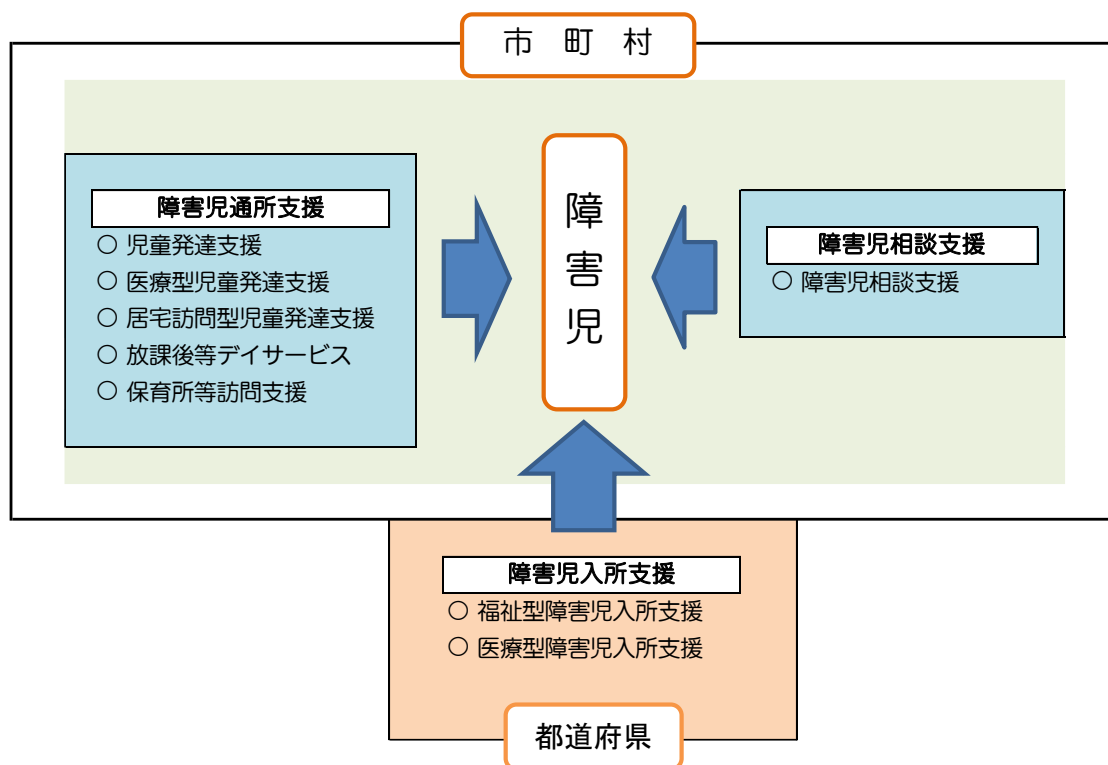
本市では、令和2年度(2020年度)に相談支援事業所に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置しました。令和5年度(2023年度)末までに5人を配置します。

第4節 障害児通所支援等の円滑な推進

1 児童福祉法に基づく給付・事業

児童福祉法に基づき、本市の状況に応じた障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援が適切に提供されるよう、下記のとおり事業等を実施していきます。

【児童福祉法に基づく障害児通所支援等の体系】



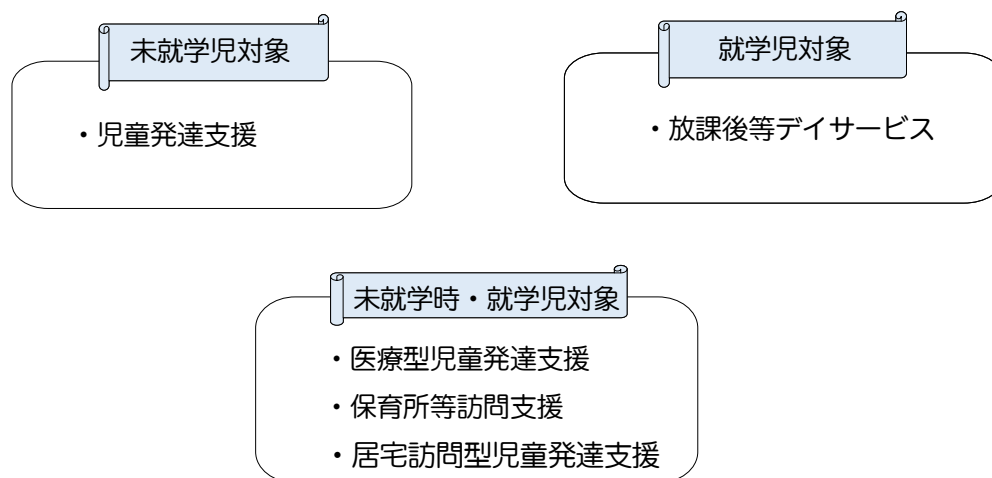
（参考1） 指定障害児通所支援等の概要について

支援名		支援の内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた肢体不自由児に、児童発達支援及び治療等の支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害のある子どもで、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある子どもに、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	小・中・高生を対象に、放課後や休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等に在籍する児童に対し、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
障害児入所支援	福祉型障害児入所支援	障害児入所施設に入所する障害のある子どもに、保護、日常生活の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行います。 ※実施主体は、都道府県になります。
	医療型障害児入所支援	指定医療機関に入院する障害のある子どもに、保護、日常生活の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行い、入院する障害のある子どものうち、重症心身障害のある子どもに治療を行います。 ※実施主体は、都道府県になります。
相談支援	障害児相談支援	障害のある子どもの心身の状況、その置かれている環境、障害のある子ども又はその保護者の意向その他の状況を勘案し、利用する支援について「障害児支援利用計画」を作成するとともに、更新時期やモニタリング期間ごとに利用状況を検証します。

2 障害児通所支援等の量の見込

（1）障害児通所支援

障害児通所支援は、療育や訓練が必要な児童に対して身近な地域で必要な支援をする制度です。未就学児を対象とした「児童発達支援」、就学児が学校の放課後や夏休み等の休業日に通う「放課後等デイサービス」、障害のある子どもが通う保育所等を訪問する「保育所等訪問支援」があります。



サービスの量については、平成30年度(2018年度)及び令和元年度(2019年度)は実績を、令和2年度(2020年度)以降については、令和元年度(2019年度)までの実績を踏まえ、現在の利用児数を基礎として、利用児のニーズ、新たなサービス利用児の見込数などを勘案し、県との広域的な調整のもと推計しています。

見込量については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行っていきます。

※次ページ以降の「利用実績及び見込量」の「利用児童数」は月平均利用児童数。

① 未就学児対象

◆ 児童発達支援

未就学の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

サービス見込量については、令和2年度(2020年度)以降は増加を見込んでいますが、山口・防府圏域において事業所の新規参入が見込まれるため、概ね提供できると考えます。

利用実績及び見込量

(上段：年間延べ利用日数、下段：利用児童数)

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	9,204	9,828	11,748	12,081	12,414	12,747
実績	11,080	11,416				
見込	118	126	141	145	149	153
実績	133	137				

市内7事業所、定員80人（令和2年10月現在）

② 就学児対象

◆ 放課後等デイサービス

就学中の障害のある子どもを対象に、学校の放課後や夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

サービス見込量については、増加を見込んでいますが、山口・防府圏域において事業所の新規参入が見込まれるため、概ね提供できると考えます。

利用実績及び見込量

(上段：年間延べ利用日数、下段：利用児童数)

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	27,470	29,748	36,500	38,000	39,500	41,000
実績	31,053	33,508				
見込	205	222	255	265	275	285
実績	215	234				

市内17事業所、定員170人（令和2年10月現在）

③ 未就学児・就学児対象

◆ 医療型児童発達支援

肢体不自由（上肢、下肢または体幹の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下で支援が必要であると認められた障害のある子どもを対象に児童発達支援及び治療を行います。

令和2年(2020年)10月現在、市内に事業所はありませんが、山口・防府圏域においてサービス見込量を概ね提供できると考えます。

利用実績及び見込量

（上段：年間延べ利用日数、下段：利用児童数）

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	0	0	0	84	84	84
実績	0	0				
見込	0	0	0	1	1	1
実績	0	0				

市内事業所なし（令和2年10月現在）

◆ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害のある子ども等に対して、他の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援その他必要な支援を行います。

サービス見込量については、令和2年度(2020年度)以降増加を見込んでいますが、令和2年(2020年)10月現在の事業所数を維持すれば、概ね提供できると考えます。

利用実績及び見込量

（上段：年間延べ利用日数、下段：利用児童数）

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	12	12	84	108	132	156
実績	34	63				
見込	2	2	7	9	11	13
実績	3	5				

市内1事業所（令和2年10月現在）

◆ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害のある子ども等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある子どもに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

サービス見込量については、対象となる障害のある子どもが限定的であることを踏まえ、1人と見込んでいます。

利用実績及び見込量

(上段：年間延べ利用日数、下段：利用児童数)

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	106	106	0	106	106	106
実績	0	0				
見込	1	1	0	1	1	1
実績	0	0				

市内事業所なし（令和2年10月現在）

(2) 指定障害児相談支援

◆ 障害児相談支援

障害のある子どもの心身の状況、その置かれている環境、障害のある子ども又はその保護者の意向その他の状況を勘案し、利用する支援について「障害児支援利用計画」を作成します。また、計画が適切であるかどうかについては、更新時期やモニタリング期間ごとに利用状況を検証し、見直しを行います。

利用実績は増加傾向にあり、また、障害や相談内容が多様化してきていることから、利用者1人当たりに要する時間が増加傾向にあり、相談支援体制の充実を図る必要があります。

利用実績及び見込量

(利用児童数)

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	78	81	107	119	131	145
実績	89	97				

市内6事業所（令和2年10月現在）

3 その他の活動指標

国の基本指針により、特に必要なものについては以下の活動指標を設定します。

（1）子ども・子育て支援等の障害のある子ども受入人数

子ども・子育て支援等の地域資源のうち、保育所、認定こども園及び留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブについて、障害のある子どもの受入れ人数の見込量を設定しました。

種類	障害のある子どもの受入れ人数（見込み） （人）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	128	127	126
認定こども園			
留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ	35	35	34

（2）発達障害児支援

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング*やペアレントプログラム*等の支援プログラム等の受講者数	120	130	140
ペアレントメンター*の人数	8	9	10

※ペアレントトレーニング 保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解することや、発達障害の特性を踏まえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの。

※ペアレントプログラム 育児に不安がある保護者等を、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるように設定されたグループプログラムのこと。

※ペアレントメンター 発達障害児の子育て経験のある親であって、その経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。